

裁判公核回第3宗教者

# 「ジャストピース」で安全性を争点に

(公正にもと  
づいた平和)

「いのちをつなぐ権利」で安全性を争点に

仏教やキリスト教など  
諸宗教者235人が原告告  
となり、日本原燃株式会  
社を相手に青森県六ヶ所  
村の原子力施設(再処理  
工場)の運転差止めを求  
めている「宗教者核燃裁判」  
の第3回公判が7日、東  
京地裁で開かれた。原告告  
は再処理工場の安全性・  
耐震性の問題を主張した  
ほか、日本聖公会信徒の  
池住義憲氏が「ジャスト  
ピース」の考え方を示し  
ながら「いのちをつなぐ  
権利」を求める意見陳述  
を行った。

公判では原告による意  
見陳述と「いのちをつな  
ぐ権利」「地震動に関する  
裁判の争点」の説明がな  
された。池住氏による意  
見陳述では原発稼働によ  
り核廃棄物を作り出すこ  
とは、世代間や地域間の

つて作られる使用済み核  
燃料の問題を先送りする  
ことで「いのちをつな  
ぐ」権利が否定・侵害さ  
れると主張。ドイツを訪  
問し同国脱原発倫理委員  
会委員に面会した経験を  
披瀝しながら、ジャスト  
ピース(公正にもとづい  
た平和)の考え方を示  
し、他の地域や次世代を  
犠牲にして成り立つてい  
る平和は「ジャストピ  
ースではない」とし、未来  
世代をも脅かす再処理工  
場の運転差止めを求めた。  
原告側の池田直樹弁護士は「いのちをつなぐ権  
利」を憲法13条「幸福追  
求権」を根拠に説明。10  
万年にわたる隔離を要す  
る核廃棄物を作り出すこ  
とは、世代間や地域間の



公判後に司法記者クラブで行われた  
記者会見に臨む原告団

## いのちをつなぐ権利は幸福追求権

不公正、持続可能性を著  
しく欠く不合理な行為と  
社会を残したいという希  
望と責任感を傷つけ、幸  
福追求権としての「いの  
ちをつなぐ権利」を侵害  
すると主張した。

原告弁護団代表の河合  
弘之弁護士は、従来の原  
発訴訟で高度な科学・技  
術論争が展開してきた  
が、今裁判では福井地裁  
における「大飯原発運転  
差止め」の判決で樋口英明  
裁判長(当時)が用いた  
原発の安全性を論点とし  
た「樋口理論」に依拠し  
て、再処理工場の安全性  
に対する疑問、問題点を  
争点とした分かり易い理  
論で進めていくと整理。

再処理工場の耐震評価で  
ある基準値震動「700  
ガル」が「地震観測記録  
に照らして低水準ではな  
いか」と疑問視し、基準  
値震動を超える地震動は  
来ないと信頼できるか  
「現在の基準値震動以下  
の地震動であれば破損、

故障しないと信頼できる  
か」と争点を示し、安全  
性を明らかするよう求め  
た。河合弁護士は「常識  
でわかる理論で決着をつけたい」とし、今裁判の  
特長でもある「樋口理  
論」について出席した樋  
口元裁判長が説明した。

樋口氏は「福島原発事故  
の際に東日本壊滅の危機  
にあつた事実を知っている  
人が非常に少ない。もし  
し六ヶ所村の再処理工場  
が過酷事故を起こすと東  
日本壊滅ではなく日本壊  
滅、東アジア壊滅にな  
る」とその深刻さを指  
摘。再処理工場の基準値  
震動「700ガル」に対  
し、これを超える地震が  
20年間で31回発生してい  
ること等に言及。「裁判は  
皆に理解できる理屈でや  
らないと最高裁まで勝ち  
きれない。主張の組み立

ては極めて簡単。再処理  
工場の過酷事故は極めて  
甚大であるから、事故發  
生確率は抑えないとい  
けない。そのため高度な  
寺派光明寺(港区)での  
報告会をネットで配信し  
た。河合弁護士は「常識  
でわかる理論で決着をつけたい」とし、今裁判の  
特長でもある「樋口理  
論」について出席した樋  
口元裁判長が説明した。  
樋口氏は「福島原発事故  
の際に東日本壊滅の危機  
にあつた事実を知っている  
人が非常に少ない。もし  
し六ヶ所村の再処理工場  
が過酷事故を起こすと東  
日本壊滅ではなく日本壊  
滅、東アジア壊滅にな  
る」とその深刻さを指  
摘。再処理工場の基準値  
震動「700ガル」に対  
し、これを超える地震が  
20年間で31回発生してい  
ること等に言及。「裁判は  
皆に理解できる理屈でや  
らないと最高裁まで勝ち  
きれない。主張の組み立